



ARIMASS Letter

[Association for Risk Management System Studies]

危機管理システム研究学会 2009年7月 第37号

HP <http://www5b.biglobe.ne.jp/~arimass/>

次の10年の未来図を描くために

会長 長濱 昭夫 (桜美林大学)

太田会長の後任として、本年総会において第5代会長に就任いたしました。会員のみなさま方のご協力を得ながら本学会の持続的な成長・発展へ向けて全力を尽くしていく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。

2000年4月に誕生した本学会は来年には10周年を迎えることとなります。本年は、次の10年の「未来図」を描くための準備の年であると位置づけ、6月7日に開かれた2009年度会員総会でご承認いただいた以下の3つの基本方針のもと、皆さまとともに学会活動を進めて参りたいと存じます。

① 企業人と研究者とのバランスのとれた会員数増加を目指します。

会員数の増加は、学会の財政基盤をしっかりとしたものにして、学会活動を側面から支えます。組織拡充のため、今年度から新たに拡充委員会を立ち上げ、樋口常任理事に担当をお願いしました。また、学会の認知度を高めるためには広報活動が重要です。広報編集委員長には新理事の小島修矢氏になっていただき、前委員長の板倉常任理事(広報編集委員会担当)とともに活発な広報活動をお願いしてあります。会員各位におかれましても有為な人材の積極的勧誘をお願いいたします。

② 学会としての学術的な地位の向上を目指します。

実学と理論の融合に努めながら学術団体に相応しい環境整備を行います。このため今年度から新たに学術委員会を立ち上げ、内田英二常任理事に担当をお願いしました。なお、太田前会長のもとで、3月に「日本学術会議協力学術研究団体」の加盟申請を行いました。

③ 多くの会員が参加できるプロジェクトの充実を目指します。

本学会の特色の一つは、学界と企業人、官界の交流の場として、危機管理システムに関する学際問題を自由闊達に語り合うことができることです。学会活動への会員の積極的な参加をすすめるため、現在、5つの分科会を設けております。会員の皆さまにおかれましては、ARIMASS レター

(次ページへ続く)

目	次
巻頭言：次ぎの10年の未来図を描くために	1
2009年度会員総会報告	2
広報編集の2年間	4
分科会報告	5
事務局からのお知らせ	21

の分科会活動記事を参考にされ、分科会に積極的に参加されますことを希望します。なお、7月度休会したリスク事例サロン分科会は9月再開に向けて準備を進めています。

本学会は、社会に向けた情報発信を目指して設立当初よりホームページを設けています。設立趣意書や ARIMASS レター（創刊号から）、分科会の成果物などを見ることができます。学会紹介用のパンフレットも置いてあります。「arimass」で検索することができますので、是非ご覧になっていただきたいと存じます。

2003年度から下村常任理事のご厚意により(株)リムラインに学会事務局をお願いしておりますが、この4月より担当が同社の阿部氏から尼野氏に交代いたしました。阿部さんには長い間、事務局として学会を支えていただきました。ありがとうございました。

危機管理システム研究学会 2009 年度会員総会報告

議案

- (1) 2008 年度活動報告に関する件
- (2) 2008 年度収支決算報告に関する件
- (3) 監査報告
- (4) 役員を選任に関する件
- (5) 2009 年度活動計画（案）に関する件
- (6) 2009 年度予算書（案）に関する件
- (7) 第 10 回年次大会に関する件
- (8) 表彰規定に関する件

2009年6月7日（日曜日）専修大学神田キャンパスにおいて、危機管理システム研究学会会員総会が開催された。議長太田三郎会長のもとで以下の議案が審議の上、承認された。議案(1)(2)については別記の活動報告説明がなされ承認された。議案(5)(6)については長濱新会長から説明があり、承認された。監査報告では斎藤淳監事より2008年度収支決算書の監査報告がなされ、承認された。議案(4)の役員を選任に関する件については議長より会則14条の規定により常任理事、理事、幹事の選任の提案がなされ、承認された。議案(7)次回の第10回年次大会は、2010年6月5日（土曜日）、桜美林大学において開催する

ことが決定し、大会実行委員長として長濱昭夫氏を予定している。議案(8)表彰規定は第10回年次大会（於：桜美林大学）時での表彰をめざして、表彰規定を定めること、表彰規定作成責任者は常任理事の内田英二氏とすることが承認された。



パネルディスカッションの様子

2008年度収支決算書

自 2008年4月 1日
至 2009年3月31日

	収 入			支 出			
	予 算	決 算	差 異		予 算	決 算	差 異
前期繰越金	1,820,104	1,820,104	0	大 会 費	430,000	446,280	△ 15,280
会 費 収 入	1,726,000 (1)	1,731,000	△ 5,000	分 科 会 研 究 費	210,000	132,228	77,772
（個人会費	1,026,000	1,131,000	△ 105,000	広 報 編 集 委 員 会 費	40,000	40,000	0
（賛助会費	700,000	600,000	100,000	年 報 費	300,000	284,058	15,942
雑 収 入	1,000 (2)	5,327	△ 4,327	会 報 費	270,000	366,460	△ 96,460
				名 簿 費	65,000	0	65,000
				会 議 費	40,000	14,583	25,417
				通 信 費	50,000	19,440	30,560
				事 務 消 耗 品 費	80,000	13,650	66,350
				旅 費 交 通 費	50,000	0	50,000
				諸 手 数 料	600,000 (3)	585,630	4,370
				イ ン タ ー ネ ッ ト 関 係 費	45,000	45,576	△ 576
				雑 費	30,000	0	30,000
				予 備 費	230,000	0	230,000
				次 期 繰 越 金	1,107,104	1,562,036	△ 454,932
合 計	3,547,104	3,556,431	△ 9,327	合 計	3,547,104	3,518,941	28,163

(支出合計) 1,966,905

- (1) 2006年度個人会費@6,000円×3名=18,000円
 2007年度個人会費@6,000円×159名=954,000円
 2008年度個人会費@6,000円×22名=132,000円
 2007年度学生会費@3,000円×9名=27,000円
 2007年度賛助会費@50,000円×11口=550,000円
 2008年度賛助会費@50,000円×1口=50,000円
- (2) 雑収入:会員より寄付金および銀行受取利息

- (3) 事務作業費および振込手数料他

普通預金残高	2,506,329
現金残高	74,488
	2,580,817

2009年度予算書(案)

自 2009年4月 1日
至 2010年3月31日

(単位:円)

	収 入		支 出	出	
	予 算	前年度予算比		予 算	前年度予算比
前期繰越金	1,473,002	△ 126,524	大 会 費	400,000	100,000
会 費 収 入	0)	0	分 科 会 研 究 費	210,000	0
（個人会費	1,026,000	0)	広 報 編 集 委 員 会 費	40,000	0
（賛助会費	700,000	0)	年 報 費	0)	300,000
雑 収 入	1,000	0	会 報 費	0)	370,000
			名 簿 費	0)	65,000
			会 議 費		40,000
			通 信 費		50,000
			事 務 消 耗 品 費		80,000
			旅 費 交 通 費		50,000
			諸 手 数 料	0)	600,000
			イ ン タ ー ネ ッ ト 関 係 費		45,000
			雑 費		30,000
			予 備 費		230,000
			次 期 繰 越 金	690,002	△ 226,524
合 計	3,200,002	△ 126,524	合 計	3,200,002	△ 126,524

- 注記 (1) 個人会員 @6,000円×190名=1,026,000
 賛助会費 @50,000円×14口=700,000
 (2) 年報費:FD入力作業及び送料+郵送料
 (3) 会報費:印刷費+郵送料
 (4) 名簿印刷費
 (5) 事務作業費及び諸手数料代

【監査報告】領収書・預貯金通帳・残高との照合のうえ、2008年度の収支決算書は会計帳簿などの記録と一致し、危機管理システム研究学会の収支状況を正しく反映しているものと認めました。

2009年4月25日 幹事 齋藤 淳 小島 義輝

広報編集の2年間

広報編集委員会メディア担当顧問 板倉 貴治

2007年5月26日第7回年次総会で広報編集委員長を仰せつかり、足掛け2年余りの任務をなんとか果たすことができました。メディカル分科会のメンバーの中村さんからバトンを渡され、さてどうしようかという思いの中で第一歩を踏み出して歩き始めたというのが正直なところです。会員数の増加、学会の知名度の向上という太田会長のスローガンを広報編集としてどうすれば実現できるのかという問題意識の中で、30代の頃に保険関係の記事を投稿していた保険毎日新聞を活用できないだろうかというアイデアを持ちました。ところが、同紙との関係作りを進める中で、アリマスには、広報編集委員という任務はあるものの、具体的な活動目的、権限についての規定が全く存在していないことが分かりました。そこで、正月休みを利用して、広報編集委員会規則の案を用意することになりました。この作業の中で広報編集と論文審査とが明確には分離されていないことや論文審査が広報編集に取り込まれているおそれがあることに気がつきました。そこで、論文審査委員会を独立させた方が良いのではないだろうかとの発想から、論文審査委員会規則も作成してみようということになりました。それぞれの委員会の目的、権限を明確にするものの、実際の運営にさいしては、論文審査委員会を広報編集が補佐することもできるという方が機動的ではないかということからそうした規定も盛り込みました。論文審査は、学会の最も重要な仕事です。広報は学会活動を外に向けて発信するのであれば、論文審査は学会内部の活動を集約する仕事であるといえるのではないのでしょうか。常任理事の方々のご意見も反映させ、おかげさまで、ふたつの規則は出来上がりました。第9回年次大会で、小島修矢さんに広報編集委員長をバトンタッチし、当方は、主に保険毎日を中心としたメディア担当顧問として広報編集委員会に籍を置く形にさせていただくことになりました。これからもよろしくお願いします。

広報編集からのお知らせ

保険毎日新聞の活用

保険業界の日刊業界新聞である保険毎日新聞を通じて情報発信をしてみませんか？リスクに関する話題や学会の分科会活動についての話題等を社会に向けて発信することは、アリマスの大事な目的のひとつです。そこで保険毎日新聞では、当学会から発信する情報について紙面を提供してくれることになりました。スペースとしては、2500字から4000字程度です。掲載頻度は、月に2回から4回程度です。なお、原稿料の支払はありません。執筆者名・肩書きを明記していただきます。

保険毎日への投稿手順ですが、広報編集委員会を通じて投稿させていただくこととしますので、必ず、アリマス事務局を経由していただくようお願いします。尚、事情によってはご希望に沿えない場合もありますことを予めご了承ください。

発刊をした著作物について

アリマスに所属している会員の方々の中で、著作物を書籍といった形で出版されている場合には、書籍名、出版社、著者名を事務局までご連絡ください。アリマスレターなどを通じて、広く周知させていただきたいと思えます。

分科会報告

【RMS（リスクマネジメントシステム）研究分科会】

今年度の当分科会の活動計画は基本的には2008年度の活動を踏まえた活動を継続させていきます。昨年度開催いたしました「リスクマネジメント規格の国際比較WG」、「リスクマネジメント事例研究WG」を引き続き実施します。「COSO ERMフレームワーク研究WG」は「ERM研究WG」と名称を改め、ERMのより実務的な側面に焦点を当て活動を再開いたします。基本的にはこれらの各WGはいままでと同様にそれぞれ2ヶ月―3ヶ月に1回程度のWGを開催し、打ち合わせとメーリングリストの意見交換により研究を進め、年度末には1年間の研究報告書を作成いたします。新規参加者を募集しておりますのでお気軽にお声をおかけ願います。なお、今年度の最初の活動は7月8日水曜日に「リスクマネジメント規格の国際比較WG」を東京海上日動リスクコンサルティング(株)にて実施します。

【リスク事例サロン分科会】

リスク事例サロン分科会開催報告（第37回・第39～42回）

主査 島田 公一（あいおい基礎研究所）
臨時代行（文責） 有賀 平

「リスク事例サロン分科会」はマスコミ等で取り上げられた事件や危機事例を題材に、会員間で自由に危機管理・リスクマネジメントの観点から情報交換や意見交流を行うことを目的としています。

本分科会は開催の都度参加者を募り、サロンと言う名前のおり飲食しながらテーマに関連して自由に意見交換を行う会費制の分科会です。今回は、第37回・第39回～第42回分科会の報告をいたします。

<第37回（2008年7月9日（水）午後6：30～8：30、於 東洋経済新報社 9階会議室）>

1. 参加者（18名）

安藤、有賀、大田、笹子、佐藤、島田、鈴木、竹中、田和、坪内、本田、眞崎、山崎、山田、山本、
吉川、竜崎 ※50音順・敬称略

2. テーマ 地球温暖化と気候変動リスク

3. 報告者 島田公一 主査（あいおい基礎研究所）

4. 報告内容骨子

（1）温暖化影響

- ・気候システムの温暖化は IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第 4 次報告書が根拠になっている。
- ・第 4 次報告書によれば、気候システムの温暖化には疑う余地がないとし、温暖化が進むと極端な気象現象の増加および強大化は海面上昇とともに自然災害および人間社会に対して、多くの場合、影響を及ぼす。
- ・日本でも世界遺産の白神山地の 77%を占めるブナ林は 2031～2050 年には 44.3～2.9%に減少、2081 年～2100 年には 3.4～0.0%に減少（環境省のホームページに多くの影響事例が紹介されている。）

（2）京都議定書

- ・京都議定書は 1997 年に採択され、2004 年にロシアの批准をもって発効した。先進国で批准していないのは米国のみ。
- ・京都議定書は先進国（気候変動枠組条約附属書 I 国）に、温室効果ガスを 1990 年対比で 2008 年～2012 年の 5 年間（第 1 約束期間）の平均排出量の削減を義務付けたもの。発展途上国には削減目標が定められていない。
- ・削減義務は先進国全体でマイナス 5%、日本はマイナス 6%の削減義務であるが 2006 年時点で逆に 1990 年比 6.2%増加している。

（3）排出権取引

- ・京都メカニズムでは排出量を取引することで目標達成を図ることが可能であり、このために取引されるものを「京都メカニズムに基づく排出権」と呼ぶ。
- ・排出権取引市場には参加強制型と参加自由型があり、EU は参加強制型。（日本では企業に排出権削減目標が課せられていないが、参加自由型の試験的な市場がある。）
- ・東京都が国に先んじて事業所に排出権削減目標を課すこととなった。（2010 年から）

（4）温暖化取組み課題

- ・温暖化に対する関心が高まっており、企業は温暖化防止の取組みを行っていることが、取引の条件となりつつあり、また社会からの要請も強まっている。
- ・温暖化への取り組みは地球温暖化問題への取り組みは、対応如何では企業のリスクでもあり、ビジネスチャンスにもなり得る。

5. 自由意見・情報交流内容

（1）排出権

- ・排出権取引によって誰が利益を得ているのか。
- ・日本では主に商社が、途上国において風力発電やバイオマス発電設置など京都議定書にもとづく排出量削減 CDM（クリーン開発メカニズム）プロジェクトを実施し、国連認定の排出権を取得しこれを売却している。
- ・企業は、商品製造、サービス提供や企業活動に伴う CO2 排出を相殺（オフセット）するため、また排出枠が将来設けられることを想定して CDM 事業から発生する排出権を購入している。
- ・排出権取引のマネジメントなどの関連事業に参入している企業も増えている。

（2）東京都の削減義務

- ・東京都の排出量削減義務はどのような内容か。排出枠の基準はどこが決めているのか。
- ・燃料、熱および電気の使用量が原油換算 1500kℓ 以上の大規模事業所が対象で、2002~2007 年の間で連続する 3 ヶ年の排出量平均値を基準に削減義務が競ってされる。削減義務は 2008 年度末までに都知事が決定する。
- ・東京都で CO2 排出量が一番多いのは六本木ヒルズ。

(3) 気候変動リスクについて

- ・CO2 が温暖化の原因とすることに自分としては疑念がある。CO2 と温暖化の関係は科学的に証明されているのか。
- ・IPCC は各国の政府から推薦された科学者 4000 人が参加のもと、地球温暖化に関する実態把握とその精度の高い予測、影響評価、対策の策定を行うことを目的に世界気象機関と国連環境計画により設立された国連の組織。「気候変動枠組条約」は IPCC 第 1 次評価報告書を受けて国連で採択（1992 年 5 月）されたもの。異論を唱える科学者も一部にいるが世界的にオーソライズされたもの。なお IPCC は、アル・ゴア前米国副大統領とともに 2007 年のノーベル平和賞をも受賞している。
- ・温暖化は過去のデータの蓄積で予測困難な点で、他のリスクと全く異なり、扱いにくくなっている。
- ・ピュアリスク（災害の増加等）とダイナミックリスク（流行に遅れをとってしまうこと等）に区別される。排出権取引については、ダイナミックリスクを考えて対応していると整理できる。しかし、環境問題の最終的リスクは生命リスク。
- ・影響が長期的かつ広範囲であるため、誰にとってのリスクか特定するのが難しい。温暖化リスクを地震リスクの様に企業リスクとして取り上げる必要があるのかがわからない。外国では企業リスクとして取り上げる必要があると言われている。
- ・中小企業にとって、地震だけではなく風水害リスクも引き受け不能になれば、企業側としては深刻な課題となる。
- ・損害率が増加すれば再保険料が上がるが、そういった実態は現在のところ観察されていない。しかし、米国では水害が多い地域では引き受けをしない保険会社もある。日本でも 2004 年度の風水災のようなことが続けば、保険料は上がる可能性がある。
- ・温暖化による水位の上昇で水害リスクの高い地域では、当該地域での保険引き受け総額が設定される可能性があるのではないか。
- ・地域毎の引受は集積リスクを考慮することを含めて、少なからず行われていることで、温暖化に起因してということとは言えない。また、特定の地域が危険区域であると一般的に認識されるようになれば、護岸工事や治水工事の必要性も発生し、国も対応が求められる。

(4) CO2 削減方策

- ・削減したら補助金を出すような制度はあり得ないか。EU は好循環しているのか。取引に積極的な業種はあるのか。
- ・様々な問題もあって、試行錯誤を繰り返している。
- ・銀行・商社が排出権取引に積極的。原子力発電は化石燃料を使用しないので太陽発電、風力発電同様に温暖化防止には有効であるが、他の問題がある。
- ・米国の京都議定書を批准しなかったのは独自の方法で削減できるという理由か。
- ・米国は排出量が一番多い国であり産業界の反対で批准しなかった。ブッシュとゴアとの個人的対立で批准しなかったとも言われている。
- ・総量で規制されるのは業界として抵抗感がある。英国は排出権を設定して商売にしたいという意志が強く、政策的にやりたいという意図が強いと感じている。

- ・排出量削減をすることを主張するひとの中には、中国やインドが経済発達したら困るという人が多いのではないかと。
- ・環境格付学会も設立されているが、ビジネス的な発想の団体とも受け取れ、環境問題を政治や経済問題と切り離すのは難しい。
- ・将来的には、極端な気象現象をふまえた企業リスクマネジメントを実施する必要がある。また、温暖化に伴うプライスリスクをステークホルダーに説明する必要がある。温暖化も ISO のような仕組みに反映させる必要もある。
- ・基準年度の取り方の問題を考えると政治リスクではないか。日本のポジショニングを向上させるアクションが必要ではないか。
- ・これからリスクを考えるときに、投機の考えが入り込んでしまって、リスク判断が難しくなっているのではないかと。
- ・排出権取引は必要ないのではないかと。排出権取引は CER 含めて排出量を増やせる抜け道があり、地球全体の排出量を削減するという点では機能しない。
- ・CO2 削減を達成した時に経済はどうなっているのか。
- ・発展途上国にしわ寄せがくるのではないかと。産業移転や直接投資によって先進国だけが発展する。
- ・このような姿勢では全体の CO2 は削減できないのではないかと。

<第 39 回 (2008 年 11 月 12 日 (水) 午後 6 : 30~8 : 30、於 東洋経済新報社 9 階会議室>

1. 参加者 (19 名)

龍崎、永井、坪内、村上、伊藤、山田 (喜)、本田、関、山田、山本、出崎、平野、左山、小山、古宇、吉川、北澤、島田、岩尾 ※敬称略

2. テーマ 新型インフルエンザの企業および家庭の対策

3. 報告者 北澤一保 氏 (株式会社あいおい基礎研究所)

4. 報告内容骨子

(1) 鳥インフルエンザの大流行と新型インフルエンザの脅威

- ・ 2003 年以降鳥インフルエンザが大流行
- ・ 高病原性インフルエンザ
- ・ 鳥から人への感染が始まった
- ・ 新型ウイルスへの変身
- ・ 恐怖の新型インフルエンザパンデミック (スペイン風邪)
- ・ 最悪のシナリオ
- ・ ワクチンなどの対策

(2) 企業の新型インフルエンザ対策

- ・ パンデミックは時間の問題?
- ・ 新型インフルエンザに対する WHO の取り組み
- ・ 新型インフルエンザに対する日本政府の取り組み
- ・ 急がれる企業の新型インフルエンザ対策への取り組み
- ・ 新型インフルエンザを想定した BCP の策定・運用

5. 自由意見・情報交流内容

- ・感染の有無をどのようにして判断するのか。感染したか否かの見極めが難しいのではないかと。
- ・検査法が改正され、入院勧告の強制力が強まった。入国の際に感染が疑われた患者は、ウイルス検査のために病院へ入院させられる。但し、一類感染症のベッドを設けている病院は少ない。地方自治体では、発熱センターが設置され、ここに患者は収容させられる。ウイルス検査の結果が判明するまでの2日間は隔離させられる。感染がパンデミック状態になったら封じ込めはできない。多数の感染者が発生した場合は、重傷者から手当てする。プレパンデミックワクチンは、まだ生産量が少なく一般庶民には行き渡るだけの量がない。
- ・最初の発生は、国内ではなく海外と考えられる。蔓延した際の最大の戦略は、感染を予防する観点から不要不急の外出を避けることである。
- ・免疫ができないうちは感染を完全に防止できないのではないかと。そうであれば、ワクチンができるまでは家にいるしかない。
- ・ワクチンができるまで半年近くの時間がかかる。流行には何回かの波があり、国民全員がいずれ感染する。
- ・感染者が外出してウイルスを撒き散らさないようにするためにはどのような対策が必要かと。
- ・感染者を会社に来させない、店舗には入れないなどの対策が必要であり検温がポイント。ただ、感染していても発症（発熱）していないことがあるので、完全排除はできない。
- ・家族に感染者がいる場合は家の中にウイルスがいるし、症状が回復してもウイルスは保有している。そういった条件の人が出勤すれば結果としてウイルスを会社に持ち込むことになる。また、学校が閉鎖した場合、小さい子供のいる労働者は出社できない。介護関係者が感染した場合の介護をどうするのかといった問題もある。
- ・病院へは行かない方が良いのではないかと。
- ・まずは、保健所（発熱相談センター）に連絡してから病院へ行くことが要請される。一般患者を感染させないための対策である。
- ・感染者の全てが入院したことを想定すると、病院の病床が足りないのではないかと。医者が治療を拒否することはないのか。自宅で治療する方法はないのか。
- ・パンデミック状態に至ってしまった場合、東京都内の約8万の病床は満床状態となってしまう。自宅待機の状態になる患者が増加すれば、保健所の薬剤や往診医師が足りなくなることも危惧される。しかし、症状が重篤になったら自宅療養は不可能で、病院へ行くしかない。
- ・ワクチン配布の基準は明確なのか？
- ・プレパンデミックワクチンについて、先行接種の対象者（医療従事者や社会機能維持に関わる者）の考え方が示されている。パンデミックワクチンについても順次検討を進めるとされている。
- ・実際にパンデミック状態になるとタミフルをみんなが貰いにくる可能性がある。4人に1人にしか行き渡らないことを行政はどのように認識しているのか。
- ・通常のインフルエンザのワクチンでも多少効くかもしれない。
- ・東南アジアに駐在がある日本企業は、薬物を備蓄していると聞いているがどうか？
- ・現地の法制で購入可能な地域では備蓄していると思う。
- ・インドネシアは、鳥インフルエンザによる正確な死者数を公表していない。
- ・企業は、地震やパンデミックのリスクを定量化できるのか。
- ・スペイン風邪のときのことを解析してみる必要がある。
- ・スペイン風邪のデータを利用する場合、今より人口が少ないことを考慮し、数値を引きなおす必要

がある。

- ・鳥インフルエンザの場合、感染してから大体どれくらいで死ぬか？
- ・これまでの鳥インフルエンザのデータからすると、感染から約1ヶ月で死亡すると考えられる。
- ・1ヶ月以上も家にこもることがイメージがわからない。
- ・行政は、フェーズによって外出を禁止をする。できるだけ極小の人数で店舗運営ができるようなスキームを考えておく必要があるのではないか。
- ・最悪の事態を想定することは必要。今年一に放映された NHK のドラマや、「感染列島」、「アウトブレイク」等の映画は可能性として参考になるが、事態としてはかなり誇張されている。
- ・社会機能の維持に関わる人よりも子供にワクチンを接種した方が良いのではないか。
- ・20代や30代の人間を第一段階で助ける必要があるのではないか。
- ・プレパンでミックワクチンの先行摂取に年齢制限はあるのか？
- ・米国では免疫が低い人とし、小児優先とした。日本で公表されている内容は、医療関係者などパンでミック発生時に就業する職業人向けとなっている。もっと一般国民に現状を認識してもらう必要がある。
- ・素人の印象で言うと、2%死亡率はそんな高くないと感じる。
- ・たとえ被害者が一人でも、死亡しないように防ぐことが大切。
- ・問題は、鳥インフル以外の病気が蔓延する可能性もあるということ。米国では麻疹の蔓延をバイオテロの一種ではと言われることもある。日本人はあまりにも認識が低いことが問題。
- ・早く発見することが重要。手洗い、うがいの励行。潜伏は2日間。
- ・パンデミック発生時の企業の操業率は50%と予測されている。致死率は高く、対策は必要。しかし、法律で強制力することは、憲法違反の疑いがあり難しい。
- ・WHOのアラートがモデルになる。封じ込め期は、政府が行動の主体となる。これが解除されれば国民各人が自己判断で行動することになる。
- ・大規模災害が発生した場合、内閣官房の中に情報連絡室をあげる。我が国に影響を与えると考えられる事故が発生すると、政府の対策本部が立ち上がる。国民の健康財産を守る、早く情報を収集し、早く手を打つ。危機管理に関しては政府は組織的に動く。

<第40回(2009年1月14日(水)午後6:30~8:30、於 東洋経済新報社 9階会議室)>

1. 参加者(13名)

和野、永井、山本(潤)、山崎、龍崎、関、山本(祥)、小山、宮林、伊藤、丸本、島田、有賀、

※敬称略

2. テーマ 地球温暖化がもたらす食糧危機

3. 報告者 和野 嗣賢 氏(JA共済連 経営企画部)

4. 報告内容骨子

(1) IPCC報告書関連

- ・世界の気中の気温は、20世紀の間に2段階の強い気温の上昇があった。
- ・降水量の変化は地域によって2つに区別され、①北米東部、南米東部、ヨーロッパ北部、北中央アジアは湿潤化の傾向にあり、②サヘル、アフリカ南部、地中海、南アジアは乾燥化の傾向にある。

- ・「気温が1℃上昇するごとに大気の保持できる水蒸気量は7%増加する」という物理法則がある。(クラウジウススクラペインの関係)

(2) 気象現象の変化

- ・この30年間で強い熱帯低気圧の占める割合が増加している。ミューリックREのレポートによれば、米国に上陸したハリケーンでは、前回の温暖期(1926~1970)と比較して強力なハリケーンの発生率が増加している。
- ・経済が低成長(持続的可能性のある経済発展)下に入っていくと仮定しても、今後の気温上昇は過去50年間と比較して、急激に上昇すると予測されている。

(3) 地球温暖化と農業

- ・降水量の変化(減少)が食糧生産と農業に大きな影響をもたらすと考えられている。地球温暖化の進行は農業生産の不安定さを拡大させ、国際的な食糧自給を悪化させる。発展途上国での飢餓リスクが高まる。
- ・温暖化による水不足を原因とした水の確保を巡る争いが発生する危惧がある。
- ・一見、水資源が豊富と思われる日本でも水の確保が課題。日本の川は短く、急激なことが原因で貯水が困難。一昔前であれば、棚田などが貯水の役割を果たしていたが、棚田が減少したことで自然の貯水システムは弱くなってしまった。
- ・温暖化が進むと田植えの時期に水が不足し、水稻栽培自体が困難となるとも予測されている。
- ・気温の上昇により米に白未熟粒となってしまう被害が増加し、佐賀県地域では深刻化してきている。
- ・水田・農業用水路は貯水の役割を果たすだけではなく、温暖化を防止する機能も持っている。例えば、腐植物質はCO₂を蓄積しているので、土壌に多くの腐植物質を含ませることは、CO₂が地中に蓄積されるのと同じことになる。つまり、肥えた農地が広がればそれだけCO₂が土壌に貯蓄されることになる。

5. 自由意見・情報交流内容

- ・普通に考えると温暖化で気温が上昇すると植物の成長が促進し生産量が増えると思えるが、減少するといわれているのはどうしてか。
- ・気温は上昇するが、降水量の減少・土壌の砂漠化が植物の成長を抑制し、結果的に生産量が減少する。
- ・「水戦争」についての論文の中には、農業は大量の水を使用するという事実がある一方で、「過剰な生産→水資源の減少→化学肥料の大量使用」という経路で、土壌がやせてしまい生産量の低下をまねいているのではないかといった主張がある。必要なことは、持続可能性のある農業を目指すという政策ではないか。また、食料不足が予想されるなか、いまだに食品ロスが多い。
- ・賞味期限の問題が食品ロスの一因と思う。食品ロスはヨーロッパでも問題になっている。水戦争は一部の地域で現実化している。
- ・日本にも水をめぐり争いはあるのか。
- ・日本では、「水戦争」のようなものは起こっていない。しかし、林野庁の職員の減少もあって、森林保全が十分に行われず従来ほどには水の自然蓄積できない。また、山間部の田んぼの整備が不十分で不必要に水が田んぼに流れ込んでしまうために下流に水が供給されないといった問題も発生している。
- ・水蒸気量が増えると水供給量は全体的に増えるが、砂漠化現象が発生するのは、水循環が偏っているからなのか。
- ・日本の年間降水量は増えている。ただ、降雨量の変動が激しい。こうした気象現象の変化に対応できるようなインフラが日本では確立していない。

- ・豪雨による雨量をためるような技術が日本にあれば、国内の水不足は解消できるのではないか。
- ・ダムはあるが、ダム底に土が堆積し、実際の最大貯水量が減っているといわれている。また、ダムがあっても水利権の問題で下流に水が流れないといった問題もあると聞いている。
- ・温暖化によって農作物の品質が低下してきている。(現に九州では米の品質低下が問題となっている。)
- ・商品価値の高い・低いを考慮しなければ、日本で食料危機は発生しないのではないか。
地球温暖化の政策は必要以上に危機感をあおりすぎているのではないか。
- ・これまでの品種改良の歴史をみれば温暖化に対応できる品種改良は可能ではないか。
単に危機を叫ぶのではなく、温暖化による影響にいかに対応するかの論議が必要。
- ・危機に対する情報はあがるが、温暖化がもたらす悪影響に対する対策についての議論が不足しているのではないか。
- ・キャンペーンのような一時的で抽象的な対策やかけ声は政策とはいえない。
人間の行動はどうしたら変えられるのかを現実的・具体的に考えなければならない。
そういった議論が全く欠けている。
- ・今の生活習慣を変えず、生活水準も維持することを前提として議論しているが、生活を変えることを含めて議論することが必要ではないか。
- ・歴史的にみれば、気温が上昇した時期に文明が発達している。こういったことも考慮して議論をすすめる必要がある。
- ・「フードマイレージ」という考え方がある。輸入農作物はフードマイレージが高くかかり、水資源を無駄にしている。フードマイレージを減らすというスタンスで考えると新しい国内農業の将来が見えるのではないか。
- ・フードマイレージという新しい視点によって、「国産は高コストだ」という批判が見直される可能性があり、国内農業を活性化させるひとつの方法だ。
- ・この期に日本の食料自給率を含めて日本の農業を見直す必要がある。味覚や価格ではなく、食料自給率を引き上げるような政策も必要ではないか。
- ・長期的な視点が農業政策に関する国内での論議に不足しているのではないか。
- ・温暖化の議論では世界規模と日本国内の問題とが区別されていない。日本における具体的な問題が明確にされていない。
- ・食糧自給率の向上が課題としても、国産の農作物が割高となっている実態は改善しなければならない。
- ・生産コストを見直すだけでなく、消費者も見た目の良さだけで商品を選ぶような行動を改める必要がある。
- ・流通コストの圧縮が農産物に関する生産コストの課題だと考える。直販市場が活発化している事実がそのことを証明していると思える。
- ・企業では省エネを厳しく追及しているが、家庭生活をみるとまだまだ省エネを進める余地が多い。一人一人が家庭においても温暖化に向けた取組みをすすめていくことが大切だと考えている。

<第41回(2009年3月11日(水)午後6:30~8:30、於 東洋経済新報社 9階会議室)>

1. 参加者(18名)

辻、龍崎、吉川、中村、伊藤、本田、宮林、大川、竹中、笹子、山本、丸本、小山、山内、安藤、平野、阿部、有賀 ※敬称略

2. テーマ 大野病院事件と医療版「事故調」問題

3. 報告者 辻 純一郎 氏 (株式会社 J&T Institute)

4. 報告内容骨子

病院からの説明が遺族として納得できるほど十分なものではなく、内容的に不十分な「事故原因調査報告書」が独り歩きし、問題が大きくなってしまった。

医療行為の結果について刑事責任を問うための要件は、「臨床に携わる医師が当該場面に直面した場合に、ほとんどの者がその基準に従った医療措置を講じているといえる程度の一般性、通有性を具備したものでなければならない。」と考える。

今回の事件を考える前提として、日本の勤務医が置かれている状況を認識する必要がある。米国と比較すると日本の病院は手術件数が圧倒的に少ない。患者一人当たりにかかわる医者、看護婦、医療従事者の人数も極めて少ない。その結果、長時間勤務と要員不足が恒常化し、時間に追われる診療の中で、綱渡り的な医療をしているのが日本の医療の実態。

医療事故が増加した要因のひとつは、国立病院マニュアルによる医師法 21 条の拡大解釈にある。同法の解釈の変更により届け出を必要とする医療事故が増加した。

検察側も、広尾病院事件をきっかけとして、医師に対して不信感をもつようになった。

刑事裁判が増加しているが、現在の裁判制度では判決に必要な事実の追求にとどまり、遺族が求めているような真実の追求は行われぬ。裁判を行うことで、遺族の気持ちが癒されている訳ではない。

医療事故調査委員会の設置に向けた取り組みが厚生労働省を中心として行われているが、公表されている提案内容はどの案も十分なものとは言えない。

提案されている内容は、医療従事者に更なるロードを付加するものとなっている。人材をはじめとして、医療資源の利用が限界になっている現状に更なる負担を課すような仕組みがうまく機能するとは思えない。

医療事故調査委員会は、医療の安全と質の向上に重点を置いた組織とするべきと思う。真相究明と刑事罰・行政罰の追及とは本来馴染むものではない。

まずは、病院内に事故原因調査委員会を設置することが不可欠。同委員会には外部委員を参加させることが必要。但し、委員となった弁護士などの外部委員は、真実が追求できるように討議を導くことが使命だと認識して参加することが必要。

問題に気づいた人が指摘でき、それが受け入れられるような組織をつくれば、事故は減少すると考えている。

5. 自由意見・情報交流内容

- どれ程の分量であれば、十分な医療事故調査報告書といえるのか。
- 分量の問題以前に、結論の根拠となった事実に関するエビデンスが全く添付されていない。
- 公表されている対案でも、医療事故の届け出を怠ると病院に罰則が与えられる。責任者は罰則を恐れて届け出を必要としないことも届け出をしてしまうおそれがある。
- 厚生労働省もこれまで、医療事故に関する様々な政策を実施してきたが、どれも普及せず効果が上がっていない。
- 厚生労働省の政策は、総花的な政策で、医療関係者を保護する視点が欠けているのではないか。
- 事故原因を調査するといっても、実際の調査は誰がやるのか。例えば、大学病院が実施するとしても大学病院に調査を行う時間と人材が確保されているのか。十分な時間や人材が確保できなければ「絵に

かいた餅」となる。

- ・大野病院事件の報告書を見ると、原因究明にたいする突っ込み方が不足している。事故原因を中途半端に突き詰めても成果がない、徹底的な調査が将来的には良い結果を生む。人はミスを犯すものなので、事故が発生してしまった場合に最悪の結果が起こらないようなシステムを作ることが重要。
- ・他の分野も含めて、事故報告書は技術的な問題は記載されるが、管理上の問題が記載されない傾向がある。
- ・予防・保全的な方法は考えられないのか。発生してしまった結果の評価に重点が置かれすぎているのではないか。
- ・予防方法もあると思う。但し、費用や人の制約があって、実行性のある対策は難しいのではないか。例えば、大野病院でも産婦人科の医師は一人であり、その条件の下で対策を考えなくてはならない。
- ・今回の事件でいえば、癒着胎盤は手術をして初めてわかるものであり、対処の方法はその時に立ち会った医師の判断にゆだねられている。切羽詰った状況で事後的に見ても的確といえる判断ができるかどうかはわからず、発生した結果だけで判断されたような刑事責任の間われかたは医師にとって酷ではないか。
- ・子宮の摘出を選択する医者もいるが、子宮摘出は女性の出産の可能性を奪う行為でもあり、それがベストだとは言い切れない。
- ・基本的に手術は危険を伴うものだが、医療の進歩に伴って、安全だということがいわば常識になってしまった。手術は安全だという人々の認識に誤りがあるのではないか。
- ・インフォームドコンセプトが普及してきているが、正常分娩については病気という認識が薄く、インフォームドコンセプトが不十分となりやすい。医者と妊婦の間でもインフォームドコンセプトに対する認識のずれが生じてしまう可能性がある。
- ・インフォームドコンセプトが形骸化されているのではないか。
- ・手術を受けるかどうかについてのインフォームドコンセプトを受けても治療には手術が必要を言われれば、手術を受けないという選択肢が患者にない。
- ・インフォームドコンセプトに形式はない。書面を必要とはしていない。
- ・米国の医療従事者数は日本の10倍というのが一般的となっている。
- ・米国の医療費が高いのは医療従事者数の多さも原因ではないか。
- ・医療従事者の人数を充実させるには医療費問題を検討する必要がある。
- ・医療「事故調」に関する論議の中で、刑事免責の有無が争点となっているが、日本に於ける刑事政策の基本スタンスが刑事免責の方向を阻害しているのではないか。責任追求型の刑事政策は事故原因調査には不向きではないか。これからは、事故再発防止を目的とした刑法に変えていく必要があるのではないか。
- ・事故が発生すると、被害者がかわいそうという信条から入りすぎて、かえって原因究明がおざなりにされているように思える。被害者側も自分側の責任を迫られそうになると原因究明に抵抗する。
- ・被害者の気持ちは十分に理解できる。ただ、原因究明の組織に患者自身が参加してもそれだけでは患者側の問題意識の解決にはつながらない。
- ・個人の責任を迫りすぎる傾向があるのではないか。こういった慣習が問題解決を阻害しているのではないか。
- ・患者も自分の健康や治療について勉強しなければならないことが多いのではないか。医者の言うことを聞いていればよいという感覚を変える必要がある。お産についてはリスクがあることを踏まえて、もっと真剣に考える必要があるのではないか。

- ・様々なリスクが存在していることについては認識している人が多い。しかし、リスクがハザードになるという認識が足りない。そのために、いったんハザードが発生するとあわててしまう。
- ・医療もチームで対応する必要があるのではないか。大野病院事件でも個人の問題が取り上げられているだけで、病院の問題が棚上げされていることに問題意識がある。
- ・大野病院事件でいえば、県の対応にも問題があったのではないか。
- ・個人の責任を追及するのではなく、結果を招いたシステムに問題があるかどうかを検討する必要がある。再発を防止する医療システム（体制）の構築が必要でそれを優先すべき。

<第42回（2009年5月13日（水）午後6：30～8：30、於 東洋経済新報社 9階会議室）>

1. 参加者（25名）

中村、龍崎、斎藤、伊藤、本田、竹中、笹子、山本、小山、眞崎、能崎、山崎、古字、原、大村、船坂、河東、横井、梅本、平野、北澤、高井、早矢仕、阿部、有賀 ※敬称略

2. テーマ 食品不祥事とリスクマネジメント

3. 報告者 中村 昌允 氏（東京工業大学大学院）

4. 報告内容骨子

（1）不二家問題

- ・健康に問題は発生しなかった。
- ・隠蔽しようとする意志はない。ただ、公表をしようとしたが資料がなかった。従業員のヒアリングをしたが、記憶が曖昧で、曖昧な内容しか公表できず、より不信感を増幅してしまった。
- ・プリン消費期限は本来の消費期限の違反はなかった。早めの日付で表示をしていたところ、破棄品が増えたため、消費期限表示を変更してしまった。
- ・被害の防止をする必要がなかったため、公表が遅れた。
- ・消費期限切れの原因、対策を含めた公表をすべきだった。

（2）白い恋人問題

- ・発端はアイスクリームから大腸菌が検出されたこと。
- ・顧問弁護士から他の不正も含めて公表すべきとのアドバイスをうけた。
- ・一部の製品の不正を公表したが、公表した商品以外にも同じ不正があることが判明し、非難を受けた。
- ・再発防止対策によって 工場長が現場を頻繁に巡回するようになり。服装がより整備された。
- ・一個ずつの個別の包装にした上で、個包装ごとに製造年月日を印字するようになった。

（3）赤福問題

- ・冷解凍商品とそうでない商品が存在した。
- ・実際に原料を再利用した商品の割合は少なかったが、報道では回収した原料をすべて再利用しているようなイメージになった。
- ・砂糖が原材料表示のトップでは、生菓子のイメージが崩れるという思いが、原料表示方法の誤りをまねいた。
- ・改善結果、冷凍装置を破棄し、コンプライアンス委員会を立ち上げた。

- ・問題を発生させた原因は、残品なしの方針の誤った運営、誤った「もったいない」意識、大量販売への対応方針あやまり、にある
- ・宣伝文句が実現可能であったか、といった問題もある。
- ・多くの食品で冷解凍を利用しているにもかかわらず、冷解凍をやめるという方針は正しいのか。

(4) 問題意識

- ・全品回収がリスクマネジメント上正しい選択かどうかを検討する必要がある。
- ・食品に関するリスクマネジメントに於いて留意することは、
 - 健康上の問題を発生させる可能性が有る場合、事故の発生を防止する策をとる必要がある。
 - 既に不良品が消費されてしまっている場合は、当該商品の信頼を損なわないような適切な対応を行う必要がある。
 - 被害が発生してしまった場合は、できる限り迅速に商品を回収することを第一に行う必要がある。
- ・安売りがメーカーの利益を圧迫している。安全にはコストがかかる（コストは消費者に跳ね返る）ことを認識する必要がある。
- ・消費者の側に過度の鮮度意識があるのではないか。
- ・投下できる費用に限りがあるので、優先順位を決めて取り組んでいく必要があるのではないか。

5. 自由意見・情報交流内容

- ・優先順位の問題の解決には、リスクの定量化が必要。不祥事対応を検討する段階で、リスクの定量化は行われているのか。
- ・リスクの定量化が精緻に行われているとは言えないが、改革をしようとする意識はあるのではないか。
- ・損失額とヘッジコストの合成カーブが最小値をとる点を探るのはどうすれば良いかが課題となる。
- ・定量化できないリスクもあるのではないか。
- ・不祥事対応となると担当セクションの問題が注目されるが、課題は、管理職の側にある。
- ・以前は、「職人」と呼ばれた人が、その感性でリスクを判断できた。そうした職人が中間管理職にいて適切に対応できた。現在は、情報だけが直ちに経営トップにあげられ、経営判断に必要な補足的な情報が伝わらないといった状況が生まれている。
- ・個人に頼ったリスク管理ではなく、組織としてのリスク管理をしなければならない。
- ・個人の判断に任せずに、一定の基準を設けて対応ルールを決める必要がある。
- ・中間層の力量が弱くなっているが、経営トップの能力にも限界はあり、すべてを期待できない。中間管理職ががんばらなくてはならない。
- ・ライン管理と呼ばれるものは何でもすぐにトップにあげてしまいうが、トラブルへの適切な対応ができていない。経営トップは詳細の情報もなく、判断ができないのが事実。成果主義のマイナス面と思う。
- ・何も知らないトップが何でも公表しようと判断することが、問題を過度に大きくすることもある。
- ・責任をとるのは結局は現場管理者であることをしっかりと認識して対応をすべき。
- ・雪印は消費者への被害が発生しているが、その他の事件は消費者への損害が発生していない。両者は不祥事のカテゴリーが異なる。
- ・不祥事に対するファイナンスと通常業務のファイナンスとを同じように考えることは不適切。事故対応に見合った財務対応が必要。
- ・事故が長期間に渡って発生しないと、工程がブラックボックス化してし、リスクが見えにくくなる。

- ・事故と事件とは区別して考える必要がある。事件は何らかの意図を介して発生する。事故は自然に発生するもの。事前に想定していた範囲を超える行為を行う場合は安全テストを改めて行ってから実行に移すべき。
- ・食品の事件・事故は他の生産物とは異なる。他の生産物に対する消費者の要望と食品への要望とは違いがあるのではないか。特に、食品では、消費者として許容できる範囲が狭いのではないか。
- ・食品と環境は安全管理に関して厳しい基準が設けられている。これらは取り返しがつかないため、いわゆる「予防原則」に基づいている。
- ・予防原則のマイナスの影響をふまえて食品は取り組む必要があるが、どの様なケースでも全回収する必要があるかどうかは疑問。
- ・これまでは「安全」を基準に考えた。食品は、「安心・信頼」が基準になっているのではないか。あるいは、もっとひろい期待基準があるのではないか。
- ・企業としての対応、社会としての対応では異なる。企業はマスコミの対応などを所与として対応せざるを得ない。社会的にはそういった所与の状況が適切かどうかを考えるべき。
- ・当事者企業の立場で考えると、マスコミ対応上、全回収を判断してしまう。しかし、そのコストが結局は消費者に跳ね返るとすればそれでよいのかと思う。
- ・学識経験者が社会的姿勢に対して客観的な立場の発言をすることが必要ではないか。
- ・自己責任についての教育を国の問題として検討する必要がある。
- ・マスコミも人気取りに走っていることを否めない。知識がなく世間受けしか考えていないのではないかと感じる時がある。
- ・マスコミに情報を提供している側（企業）にも問題もある。
- ・消費者がリテラシーを発揮して自分を自分自身で守っていくしかない。
- ・消費者のリスクリテラシーが不安定で、マスコミが問題を煽る。それが過剰反応を生んでいる。合意形成の水準をどのように設定するのが問題。当事者はヒステリックになりやすい。
- ・安全の為のコストが消費者に転嫁されることを含めて、事実を明確にしていくことの積み重ねが社会を変える。
- ・不必要に企業が非難され続けていけば、企業家精神が委縮し、世界競争に勝てなくなってしまう。
- ・消費者は馬鹿ではないので、コストを消費者にわかるような形で明らかにして、商品の差別化をはかれば良いのではないか。
- ・情報発信の仕方（時間・マスコミとのコミュニケーション）を工夫する企業が勝ち残っていくのではないか。
- ・マスコミに専門的知識を取得してもらえよう場を設けることも考えるべき、マスコミを専門家として扱うのが間違い。マスコミは素人の立場で考えるものと考え、素人に対して情報を提供するのと同じように丁寧に対応することが必要。
- ・行政がマスコミに過剰反応をしている面もあるのではないか。
- ・以前に公表した内容が覆ると社会からの信頼が失墜するケースが多い。事実だけをまず伝えるだけで良いのではないか。
- ・公表の迅速性は避けられない要請で、内部告発のような形で公表されてしまった場合のリスクも含めて、情報発信にはバランスのある対応が不可欠。
- ・社会的価値観の変化が問題の多発を招いているのではないか。そもそも、信頼の形成がないことを前提とした欧米のリスクマネジメントが問題を複雑化させているのではないか。

以上

【MRM（メディカルリスクマネジメント）分科会】

場所：東京医科歯科大学

日時：2009年2月18日（水） 18：30～20：00

議題：MRMで作成する本の内容について

会議内容：MRM本の構成と内容

出席：大川、野村、千葉、内田、中村、宮崎、寺本、辻、綾部、大野（敬称略）

議題：MRMで作成する本の項目（案）とその内容について

会議内容：

「医療安全ハンドブック項立て」についての説明

1) 医療安全の現況

最新の医療安全の情報紹介と厚生労働省の“医療安全センター”について

2) “リスクの考え方”に関する基本的知識/内容を教科書的に紹介

3) “他業種に学ぶリスク管理”を紹介

4) “医療事故分析”について実例を紹介

5) 医療事故の防止について

討論

- ・他業種のリスク管理は医療に本当に役立つのであろうか？
- ・最近の報告で、ヒューマンファクターでのミスが増えてきているとの報告がある
- ・保険業界の“リスク”の捉え方は興味深いものがあるので、これを紹介してみてもどうか？
- ・HAZOPの内容についても紹介
- ・リスクマネジメントのコストパフォーマンスと資本の投入部位
- ・リスクマトリックス評価をしてリスクの重さで順位付けをする。
- ・トップの強いコミットメントの必要性
- ・（化粧品）カスタマーからの苦情と対応
- ・内部統制
- ・新人に対してどのようにリスクコントロールをするか？
- ・リスク管理は病院全体で取り組まないとダメ。
- ・企業（工業）のリスク評価においては、1～13項目で約1000個のYes/No設問において、50%をクリアしていないと問題がある。
- ・職種別、年数（職歴）別にスパイダーマップが作成できる。
- ・これらを医療向けに適応できることが、良い本の作成にも繋がる

等の意見があり、次回に最終的な割り振りを決定することになった。

【企業活性化研究分科会】

<第 19 回>

1. 開催日時 2009年3月28日(土) 時間：13：30～17：00
2. 開催場所 専修大学(神田校舎)
3. 参加者 太田・山本・井端・大野・木村・古山・渡邊・横山・星野・小林・菅原・宮川・齋藤・酒井・杉本(15名)
4. 報告者 星野敏之 (㈱樹徳)
5. テーマ 安藤建設の継続企業の前提についての分析
6. 報告要旨

株式会社安藤建設は、判別モデルにおいてTYPEⅡに分類された企業である。つまり、同社は判別モデルでは継続企業の前提に関する注記が付される企業に該当する。同社は、建設事業を主軸に130年余りの歴史をもつ企業である。売上規模では2,513億円、業界では、中堅建設企業である。同社に継続企業の前提に関する注記が付されない理由は、監査法人の変更による会計基準・会計処理の変更、積極的な研究開発による技術力の強化と付加価値や高品質の建物、東亜建設工業株式会社と業務提携、株式会社間組との資本業務提携により連携を強化した事業展開をおこなっていったことである。最後に、創業130年余りの歴史とそれまでに培った信頼性の維持、向上を目指した活動により注記が付されなかったものと推測する。

<第 20 回>

1. 開催日時 2009年4月11日(土) 時間：13：30～17：00
2. 開催場所 専修大学(神田校舎)
3. 参加者 山本・井端・大野・木村・古山・大柳・渡邊・横山・小林・菅原・宮川・齋藤・酒井・杉本(14名)
4. 報告者1 大野喜一 (ピーアンドテクノサービス(有))
5. テーマ1 前田建設工業㈱の継続企業の前提についての分析
6. 報告要旨1

前田建設工業㈱は、判別モデルにおいてTYPEⅡ(継続企業の前提に関する注記が付されていないが、モデル上は付く)として抽出された。平成20年3月期には、完成工事利益の悪化により、営業損失となり、さらに投資有価証券評価損45億円、減損損失46億円など大幅な特別損失を計上し、最終損益では458億円の赤字を計上している。このような状況においても注記が付されていない理由としては、中期計画として社内の人員のスリム化、選別受注により不採算受注をなくすなどの取り組みを行っていること、また、自然エネルギー事業などへの研究投資増加などの施策も立てている。これら中期計画の結果を見守る意味もあり、注記が付されなかったと推測する。

7. 報告者2 木村充宏 (日経リサーチ)
8. テーマ2 ネクストジャパンホールディングスの継続企業の前提についての分析
9. 報告要旨2

㈱ネクストジャパンホールディングスは、TYPEⅡに属するものとして抽出された。同社は、2004年9月にマザーズに上場し、2007年7月期に継続企業の前提に関する注記が初めて付されている。しかし、2006年7月期には、既に営業・経常・最終損益が大幅な赤字に陥っていた。本報告では、なぜ、注記が2007年7月期には付され、前年度には付されなかったかを分析されている。主な要因として、2006年7月期の前年度において、最高売上、営業利益をあげた翌年で、まだ、回復の見込みがあると考えられたため、また、金融庁によるリストラや資金調達を公表すれば注記を避けることが出来るという点について、経営陣を刷新したのに加え、具体的なリストラを行っているため、注記を避けることが出来たと推測する。

<第21回>

1. 開催日時 2009年5月16日(土) 時間:13:30~17:00
2. 開催場所 専修大学(神田校舎)
3. 参加者 山本・井端・大野・木村・古山・大柳・星野・渡邊・横山・小林・菅原・宮川・酒井・杉本(14名)
4. 報告者1 井端和男(井端公認会計士事務所)
5. テーマ1 白石の継続企業の前提についての分析

6. 報告要旨1

株式会社白石は自己資本比率が低く、減収傾向が続いている。さらに、各種利益率が低く、赤字の期間が多いことから、財務体質が劣悪であることは明らかである。そして07年10月にオリエンタル建設株式会社と合併し、オリエンタル白石株式会社となった。しかし、その13ヶ月後の08年11月に更生手続き開始の申し立てを行い、倒産に至った。倒産の原因としては銀行からの融資が受けられなかったことなどが考えられる。

7. 報告者2 大柳康司(専修大学)
8. テーマ2 勝村建設の継続企業の前提についての分析

9. 報告要旨2

勝村建設株式会社は過去2度の民事再生法の適用申請をしている企業である。継続企業の前提に関する注記は、05年3月期のみである。1度目の申請は、99年3月期以降業績が低迷しており、資金繰りの悪化により、05年に民事再生法の適用申請を行った。2度目の倒産は、新設分割によって現勝村建設が設立されるが、業績は低迷している。資金繰りを要請したスポンサー企業から融資を見送られたことで2度目の民事再生法の適用申請を行った。

以上

【価値ベース・リスクマネジメント研究分科会】

主査：藤江俊彦（千葉商科大学）

<第5回>

1. 開催日時 2009年5月28日（木）時間 18:30～20:30
2. 開催場所 ㈱東京商工リサーチ5階
3. 参加者 竹田、藤江、齋藤、太田、宮林、八星、大塚、城山、土屋(9名)
4. 報告者1 竹田泰二氏（船舶のコンテナ会社社長）
5. テーマ1 『災害危機と給水について』
6. 報告内容1

本報告は、災害時の給水問題にテーマを絞り、震災直後から生命維持に係る水問題から復興の際の生活用水問題に至まで、幅広い視点で水問題について説いた。生命維持のために人間が必要とする1日当りの水量は3リットルであるが、危機状況を乗り越えた後の、避難所での生活（洗濯・シャワーなど）において必要とする水量は、1人当たり20～100リットルに達する。300人が集団で避難している避難所では、6～30トン/日が必要となり、2トン給水車では、3～15回/日のピストン輸送が必要となる。給水車は1台900万円と高額なため、横浜市では19台、さいたま市では10台と、その数は非常に少ないため、避難所での生活は、不便で不衛生な生活を強いられる危険性がある点を指摘した。

また、病院、特に透析病院では、水の確保は必要不可欠な問題であるにもかかわらず、危機対策が講じられていない点も付け加えた。全国に27万人の透析患者がおり、毎年1万人の患者が増え続けているといわれる透析患者は、1人の1回の透析治療に必要な水量は12リットルといわれている。毎日100人が通う町病院であれば、1日12トンの水が必要となることになる。このように水問題は、震災直後の危機的状況のみだけではなく、ライフラインが完全に復興するまで間の大きな問題であることを論じた。

（担当：土屋清人）

【編集後記】

広報編集委員長 小島修矢

うつろいゆく紫陽花の花が露に濡れて命の源は「水」であることが実感されます。植物にとって「水」は渴きを癒して緑の葉を茂らせるばかりでなく、根から栄養を運びエネルギーとなり成長を助け、花を咲かせます。吾が学会は多士済々の人材にあふれ、分科会活動、論文発表を通じて成長している若い樹木のようなものです。そんな学会において広報編集委員会の活動をあらためて考えてみると、なぜか「水」のようなものではとの思いに至ります。

過去2年にわたり委員会をリードしていただいた板倉常任理事から今般広報編集の実務を任されました。身の引き締まる思いです。板倉さんは ARIMASS Letter や年報・会報の定期的発行はもとより、とりわけ新聞メディアへの情報発信の機会を積極的に開拓され本学会の発展に大いに寄与されました。幸い引き続き顧問として新広報編集委員会を指導していただけることになり安堵しています。

学会の「水」が潤滑に流れ、花が咲き実を結ぶまで「水」はこれまで以上に皆さんの活動の助けとなるよう微力ですが頑張りたいと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

<事務局からのお知らせ>

1. 分科会連絡先

教育実践分科会	主査：後藤和廣 Tel. 03-3291-8921/Fax. 3291-8930 e-mail: gotokaz@aol.com
リスクマネジメントシステム研究分科会	主査：指田朝久 Tel. 03-5288-6584(直)/Fax. 03-5288-6590 e-mail: t.sashida@tokiorisk.co.jp
リスク事例サロン分科会	主査：島田公一 Tel. 03-5423-1070/Fax. 03-5423-1074 e-mail: ko-shimada@ioi-research.co.jp ご連絡は 都合により暫くの間下記主査代行までお願いいたします。 主査代行：小島修矢 Tel. 03-5789-6601/Fax. 03-5421-3264 e-mail: s-kojima@ioi-sonpo.co.jp
メディカルリスクマネジメント分科会	主査：大川 淳 Tel. 03-5803-4513 /FAX 03-5803-4513 e-mail: okawa.merd@tmd.ac.jp
企業活性化研究分科会	主査：古山 徹 Tel. 03-5295-6217/FAX 03-5295-6329 e-mail: furuyama@nikkeimm.co.jp
価値ベース・リスクマネジメント研究分科会	主査：藤江俊彦 Tel. 047-372-4111/FAX047-373-9919 e-mail: fujie@cuc.ac.jp

2. 新入会員紹介

氏名	所属
甲 斐 英 二	経済産業省原子力安全・保安院

3. 住所・所属等変更の連絡方法

会員各位の自宅のご住所・電話番号・所属機関の名称・所在・電話番号・職名等について変更の生じた場合には変更前と変更後を並記のうえ必ず文書にて事務局宛ご連絡ください。

発行 危機管理システム研究学会

2009年7月17日発行

〒140-0013 東京都品川区南大井6-3-7
アバンネット南大井ビル (株)リムライン内
Tel. 03-5753-0080 FAX. 03-5753-0086
e-mail: arimass@muh.biglobe.ne.jp
http://www5b.biglobe.ne.jp/~arimass/
印刷 株式会社 文典堂 03-3762-0721